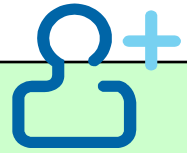


東京電力による放射能風評被害の損害賠償について

＜農林漁業者＞ ＜加工・流通業者＞ 用 平成25年6月

岩手県農林水産部
岩手県商工労働観光部

原子力損害賠償紛争審査会の中間指針の第三次追補により風評被害の地域・産品の見直しが行われ、これを踏まえて東京電力が損害賠償の支払対象を見直し、下記の品目については原子力発電所事故と風評被害の相当因果関係を認め、請求の受付が平成25年3月27日から開始されました。



どんな事業者が損害賠償の対象になるのか？

- ★下記農林水産物（①～⑦）を生産する農林漁業者
- ★同農林水産物等（①～⑦）を主たる原材料として取り扱う加工業・食品製造業の方
- ★同農林水産物等（①～⑦）及びこれらの加工品等を継続的に取り扱う流通業の方

- ①農産物（茶・畜産物を除き、食用に限る） ②食用林産物 ③牛乳・乳製品
- ④水産物（食用及び餌料用に限る） ⑤家畜の飼料及び薪・木炭
- ⑥家畜排泄物を原料とする堆肥 ⑦これら農林水産物を主な原材料とする加工品

どんな損害が賠償対象になるのか？

- ①営業損害（逸失利益）風評による買い控え、単価下落等による減収分
* 原発事故前の営業状況と比較し、収入減少の状況を示す資料の提出が必要となります。
- ② 検査費用 取引先の要請等により実施した放射線検査費用
- ③ 追加的費用 検査費用以外の費用
* 商品の回収等

いつから賠償対象になるのか？

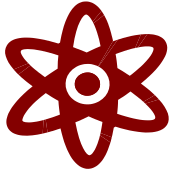
東京電力は時期について、**平成23年8月5日**（中間指針策定日）以降の損害は、事故との相当因果関係を認め賠償するものと説明しています。

* この日以前の損害については、相当因果関係を含め、東京電力が個別に事情を確認するとされています。

賠償金額の算出方法は？

賠償金額＝①逸失利益＋②検査費用＋③追加的費用

裏面に続く



損害賠償請求に係る問合せ・請求様式送付の申込み等

東京電力（株）福島原子力補償相談室

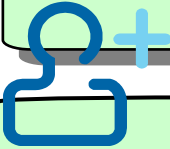
コールセンター

Tel 0120-926-404（フリーダイヤル）

受付時間 9：00～21：00

★東京電力に賠償請求する上において以下の点にご注意下さい★

この賠償の考え方は東京電力の基準であり、国が定めた賠償基準ではありません。
東京電力の対応に納得できない場合、判断しかねる場合、不明な点がある場合には、
下記のような相談窓口が設けられています。



請求に係る法律相談等
専門的な助言が必要
な場合

★ **岩手弁護士会**

岩手弁護士会が無料の相談窓口を設置しています。

「原発損害賠償の無料相談の件」とお申し出ください。
3回まで無料で相談できます。

（電話での事前予約が必要です。）

担当の弁護士が紹介され、個別相談に応じます。

Tel 019-623-5005

〔受付時間〕 平日 9:00～17:00

損害賠償請求に関して
和解の仲介を申し立て
る場合

★ **原子力損害賠償紛争
解決センター（ADR）**

損害賠償の紛争解決の為の和解の
仲裁を行う公的機関です。

Tel 0120-377-155（フリーダイヤル）

受付時間 平日 10：00～17：00

この資料に関する問合せ先

農林漁業者の方
（産直を含む）

岩手県庁 農林水産企画室

Tel 019-629-5621

照井・伊藤

加工・流通業者の方

岩手県庁 商工企画室

Tel 019-629-5529

吉田・南館